

消 防 予 第 5 4 4 号
平成22年12月14日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について（通知）

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第109号。以下「改正省令」という。）、「防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第18号。以下「18号告示」という。）、「消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。）、「消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第20号。以下「20号告示」という。）、「自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第21号。以下「21号告示」という。）、「防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第22号。以下「22号告示」という。）及び「消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第23号。以下「23号告示」という。）が本日公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、本年5月に行われた公益法人事業仕分けにより、消防法に基づく講習（防火管理講習、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理講習及び防災管理点検資格者講習）について、「講習料等の引下げなどの見直しを行う」旨の評価結果が示されたことを踏まえ、必要な防火・防災性能を確保することを前提としながら、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、講習事項及び講習科目並びに講習時間の基準の見直し、講習事項及び講習科目の一部免除の拡大等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

また、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第1 防火管理講習に関する事項

1 防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者の追加

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者を追加したこと（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2条第1号の2関係）。

2 講習事項及び講習時間の見直し

- (1) 甲種防火管理新規講習の講習時間を12時間から10時間に改め、「防火管理の重要性に関すること」、「防火管理者の責務に関すること」及び「共同防火管理に関すること」を統合し、「防火管理の意義及び制度に関すること」に改めたこと（規則第2条の3第2項第1号関係）。
- (2) 甲種防火管理再講習の講習時間を3時間から2時間に改め、講習事項のうち「防火管理上留意すべきこと」を削除したこと（規則第2条の3第3項関係）。
- (3) 乙種防火管理講習の講習時間を6時間から5時間に改めたこと（規則第2条の3第4項関係）。
- (4) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習に係る講習事項にあつては、次の表に掲げる講習時間を基準に行うものとしたこと（18号告示による改正後の「防火管理に関する講習の実施細目」（昭和62年消防庁告示第1号。以下「防火管理講習実施細目」という。）第1関係）。

講習事項	講習時間	
	甲種防火管理新規講習	乙種防火管理講習
防火管理の意義及び制度	2時間	1時間
火気管理	2時間	1時間
施設及び設備の維持管理	2時間	1時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間	1時間
防火管理に係る消防計画	2時間	1時間

3 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習の講習事項のうち、「防火管理の意義及び制度」を免除できるものとして、次の者を定めたこと（防火管理講習実施細目第2関係）。

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (2) 自衛消防業務講習の課程を修了している者

第2 消防設備点検資格者講習（消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習）に関する事項

1 消防設備点検資格者講習について、特種の講習科目のうち、「消防法規」及び「火災予防概論」を免除できる者として次の者を追加したこと（19号告示による改正後の「消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件」（平成16年消防庁告示第18号。以下「消防設備点検資格者講習基準」という。）第4第1号関係）。

- (1) 甲種防火管理講習の課程を修了している者
- (2) 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (3) 自衛消防業務講習の課程を修了している者

2 消防設備点検資格者講習について、第1種又は第2種の講習科目のうち、「消防法規」及び「火災予防概論」を免除できる者として次の者を追加したこと（消防設備点検資格者講習基準第4第2号関係）。

- (1) 甲種防火管理講習の課程を修了している者
- (2) 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (3) 自衛消防業務講習の課程を修了している者

第3 防火対象物点検資格者講習（消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習）に関する事項

1 講習科目及び講習時間の見直し

防火対象物点検資格者講習に係る講習科目については、次の表に掲げる講習時間を基準として行うものとしたこと（20号告示による改正後の「消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件」（平成16年消防庁告示第17号。以下「防火対象物点検資格者講習基準」という。）第2第1号関係）。

講習科目	講習時間
防火管理の意義及び制度	2 時間
火気管理	2 時間
施設及び設備の維持管理	2 時間
防火管理に係る訓練及び教育	2 時間
防火管理に係る消防計画	2 時間
消防用設備等技術基準	3 時間
防火対象物の点検要領	5 時間

2 講習科目の一部免除

防火対象物点検資格者講習について、講習科目の一部を免除することができる者及び免除することができる講習科目を次のとおりとしたこと（防火対象物点検資格者講習基準第3関係）。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第4条の2の4第4項第1号及び第2号に規定する者	「防火管理の意義及び制度」、「火気管理」及び「消防用設備等技術基準」
規則第4条の2の4第4項第3号及び第3号の2に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者に限る。）	「防火管理の意義及び制度」、「火気管理」、「施設及び設備の維持管理」、「防火管理に係る訓練及び教育」及び「防火管理に係る消防計画」
規則第4条の2の4第4項第3号及び第3号の2に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者を除く。）	「防火管理の意義及び制度」及び「防火管理に係る訓練及び教育」
規則第4条の2の4第4項第4号から第8号まで及び第12号に規定する者	「施設及び設備の維持管理」
規則第4条の2の4第4項第9号に規定する者	「防火管理の意義及び制度」、「火気管理」、「施設及び設備の維持管理」、「防火管理に係る訓練及び教育」、「防火管理に係る消防計画」及び「消防用設備等技術基準」

規則第4条の2の4第4項第10号に規定する者	「防火管理の意義及び制度」及び「火気管理」
規則第4条の2の4第4項第11号に規定する者	「防火管理の意義及び制度」
規則第4条の2の4第5項第6号の期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った者	「防火管理の意義及び制度」、「火気管理」、「防火管理に係る訓練及び教育」、「防火管理に係る消防計画」及び「消防用設備等技術基準」

第4 自衛消防業務講習に関する事項

1 講習科目及び講習時間の見直し

- (1) 自衛消防業務再講習の講習時間を、6時間から4時間に改めたこと（規則第4条の2の14第3項関係）。
- (2) 自衛消防業務新規講習に係る講習科目については、次の表に掲げる講習時間を基準として行うものとしたこと（21号告示による改正後の「自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目」（平成20年消防庁告示第16号。以下「自衛消防業務講習実施細目」という。）第1第1号関係）。

講習科目	講習時間
防火管理及び防災管理の意義及び制度	3時間
自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	3時間
防災設備等に関する知識	1時間
防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練	5時間

- (3) 自衛消防業務再講習に係る講習科目のうち、「自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練」に係る講習時間の基準を4時間から2時間に改めたこと（自衛消防業務講習実施細目第2第1号関係）。

2 講習科目の一部免除

自衛消防業務新規講習の講習科目のうち、「防火管理及び防災管理の意義及び制度」、「自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任」及び「防災設備等に関する知識」を免除することができる者として、次の者を定めたこと（自衛消防業務講習実施細目第3関係）。

- (1) 甲種防火管理新規講習の課程及び防災管理新規講習の課程を修了している者
- (2) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者

第5 防災管理講習に関する事項

1 防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者の追加

防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、防災管理点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者を追加したこと（規則第51条の5第1号の2関係）。

2 講習事項及び講習時間の見直し

(1) 防災管理新規講習の講習時間を5時間から4時間30分に改め、講習事項のうち「防災管理の重要性に関すること」、「防災管理者の責務に関すること」及び「共同防災管理に関すること」を統合し、「防災管理の意義及び制度に関すること」に改めたこと（規則第51条の7第2項関係）。

(2) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習時間を14時間から12時間に改めたこと（規則第51条の7第3項関係）。

(3) 防災管理再講習の講習時間を3時間から2時間に改め、講習事項のうち「防災管理上留意すべきこと」を削除したこと（規則第51条の7第4項関係）。

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習の講習時間を4時間から3時間に改めたこと（規則第51条の7第5項関係）。

(5) 防災管理新規講習の講習事項は、次の表に掲げる講習時間を基準として行うものとしたこと（22号告示による改正後の「防災管理に関する講習の実施細目」（平成20年消防庁告示第18号。以下「防災管理講習実施細目」という。）第1関係）。

講習事項	講習時間
防災管理の意義及び制度	1時間30分
施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画	1時間30分
防災管理に係る訓練及び教育	1時間30分

(6) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習事項は、次の表に掲げる講習時間を基準として行うものとしたこと（防災管理講習実施細目第2関係）。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の意義及び制度	2時間30分
火気管理	2時間
施設及び設備の維持管理	2時間30分
防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育	2時間30分
防火管理及び防災管理に係る消防計画	2時間30分

3 講習事項の一部免除

- (1) 防災管理新規講習の講習事項のうち、「防災管理の意義及び制度」を免除することができる者として、自衛消防業務講習の課程を修了している者を定めたこと（防災管理講習実施細目第3第1号関係）。
- (2) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習について、講習事項の一部を免除することができる者及び免除することができる講習事項を次のとおりとしたこと（防災管理講習実施細目第3第2号関係）。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「火気管理」及び「施設及び設備の維持管理」
令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	「防火管理及び防災管理の意義及び制度」
規則第51条の12第3項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「施設及び設備の維持管理」

第6 防災管理点検資格者講習（消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習）に関する事項

1 講習科目及び講習時間の見直し

- (1) 防災管理点検資格者講習に係る講習科目については、次の表に掲げる講習時間を基準として行うものとしたこと（23号告示による改正後の「消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件」（平成20年消防庁告示第21号。以下「防災管理点検資格者講習実施基準」という。）第2第1号関係）。

講習科目	講習時間
防災管理の意義及び制度	1時間30分
防災管理に係る訓練及び教育	1時間30分
防災管理に係る消防計画	1時間30分
防災管理対象物の点検要領	3時間30分

(2) 再講習に係る講習科目のうち、「点検実務」に係る講習時間を2時間から1時間に改めたこと（防災管理点検資格者講習実施基準第5関係）。

2 講習科目の一部免除

防災管理点検資格者講習について、講習科目の一部を免除することができる者及び免除することができる講習科目を次のとおりとしたこと（防災管理点検資格者講習実施基準第3関係）。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第51条の12第3項第1号から第3号に規定する者	「防災管理の意義及び制度」、「防災管理に係る訓練及び教育」及び「防災管理に係る消防計画」
規則第51条の12第3項第4号に規定する者	「防災管理に係る訓練及び教育」及び「防災管理に係る消防計画」
規則第51条の12第3項第5号に規定する者	「防災管理に係る消防計画」
規則第51条の12第4項第6号の期間ごとに防災管理点検資格者免状の交付を受けないことにより防災管理点検資格者の資格を失った者	「防災管理の意義及び制度」、「防災管理に係る訓練及び教育」及び「防災管理に係る消防計画」

総務省令第百九号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第四項、第四条の二の八第四項及び第四十七条第二項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十四日

総務大臣 片山 善博

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

第二条の三第二項中「十二時間」を「十時間」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 防火管理の意義及び制度に関すること。

第二条の三第二項第七号及び第八号を削り、同条第三項中「三時間」を「二時間」に改め、同項中第一号

を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項中「六時間」を「五時間」に改める。

第四条の二の十四第三項中「六時間」を「四時間」に改める。

第五十一条の五第一号の次に次の一号を加える。

- 一の二 第五十一条の十二第三項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

第五十一条の七第二項中「五時間」を「四時間三十分」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 防災管理の意義及び制度に関すること。

第五十一条の七第二項第六号及び第七号を削り、同条第三項中「十四時間」を「十二時間」に改め、同条第四項中「三時間」を「二時間」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第五項中「四時間」を「三時間」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の消防法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の三第二項に規定する甲種防火管理新規講習の課程を修了している者は、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項に規定する甲種防火管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第二条の三第三項に規定する甲種防火管理再講習の課程を修了している者は、新規則第二条の三第三項に規定する甲種防火管理再講習の課程を修了している者とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第二条の三第四項に規定する乙種防火管理講習の課程を修了している者は、新規則第二条の三第四項に規定する乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

4 この省令の施行の際現に旧規則第五十一条の七第二項に規定する防災管理新規講習の課程を修了している者は、新規則第五十一条の七第二項に規定する防災管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

5 この省令の施行の際現に旧規則第五十一条の七第三項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者は、新規則第五十一条の七第三項に規定する甲種防

火管理新規講習及び防災管理新規講習の課程を併せて実施する講習の課程を修了している者とみなす。

消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）</p> <p>第二条 令第三条第一項第一号二に掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者</p> <p>一の二 第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p> <p>二（八）略</p> <p>（防火管理に関する講習）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>2 甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十時間とする。</p> <p>一 防火管理の意義及び制度に関すること。</p>	<p>（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）</p> <p>第二条 令第三条第一項第一号二に掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者</p> <p>二（八）略</p> <p>（防火管理に関する講習）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>2 甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十二時間とする。</p> <p>一 防火管理の重要性に関すること。</p>

- 二 火気の使用又は取扱いに関する監督に關すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に關すること。
- 四 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に關すること。
- 五 防火管理上必要な教育に關すること。
- 六 消防計画の作成に關すること。

3 甲種防火管理再講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね二時間とする。

- 一 おおむね過去五年間における防火管理に關する法令の改正の概要に關すること。

二 火災事例等の研究に關すること。

4 乙種防火管理講習は、第二項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね五時間とする。

5・6 (略)

(自衛消防組織の業務に關する講習)

- 二 火気の使用又は取扱いに関する監督に關すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に關すること。
- 四 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に關すること。
- 五 防火管理上必要な教育に關すること。
- 六 消防計画の作成に關すること。
- 七 防火管理者の責務に關すること。
- 八 共同防火管理に關すること。

3 甲種防火管理再講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね三時間とする。

一 防火管理上留意すべきこと。

- 二 おおむね過去五年間における防火管理に關する法令の改正の概要に關すること。

三 火災事例等の研究に關すること。

4 乙種防火管理講習は、第二項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

5・6 (略)

(自衛消防組織の業務に關する講習)

第四条の二の十四 (略)

2 (略)

3 自衛消防業務再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね四時間とする。

一 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要に関すること。

二 災害事例の研究に関すること。

三 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 労働安全衛生法第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者

一の二 第五十一条の十二第三項に規定する防災管理対象物の点

検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

二(八) (略)

第四条の二の十四 (略)

2 (略)

3 自衛消防業務再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

一 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要に関すること。

二 災害事例の研究に関すること。

三 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 労働安全衛生法第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者

二(八) (略)

(防災管理に関する講習)

第五十一条の七 (略)

2 防災管理新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね四時間三十分とする。

- 一 防災管理の意義及び制度に関すること。
- 二 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 三 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に関すること。
- 四 防災管理上必要な教育に関すること。
- 五 消防計画の作成に関すること。

3 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、おおむね十二時間とする。

4 防災管理再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね二時間とする。

- 一 おおむね過去五年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること。

二 災害事例等の研究に関すること。

(防災管理に関する講習)

第五十一条の七 (略)

2 防災管理新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね五時間とする。

- 一 防災管理の重要性に関すること。
- 二 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 三 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に関すること。
- 四 防災管理上必要な教育に関すること。
- 五 消防計画の作成に関すること。
- 六 防災管理者の責務に関すること。
- 七 共同防災管理に関すること。

3 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、おおむね十四時間とする。

4 防災管理再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね三時間とする。

- 一 防災管理上留意すべきこと。
- 二 おおむね過去五年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること。

三 災害事例等の研究に関すること。

5 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、おおむね三時間とする。

5 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、おおむね四時間とする。

消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項の規定に基づき、防火管理に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第一中「甲種防火管理講習」を「甲種防火管理新規講習」に改め、第一の表を次のように改める。

講 習 事 項	講 習 時 間	講 習 時 間
防火管理の意義及び制度	二時間	一時間
火気管理	二時間	一時間
施設及び設備の維持管理	二時間	一時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間	一時間
防火管理に係る消防計画	二時間	一時間

第二を第三とし、第一の次に第二として次のように加える。

第二 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

<p>講習事項の一部を免除することができる者</p>	<p>免除することができる講習事項</p>
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p>	<p>防火管理の意義及び制度</p>
<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者</p>	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する甲種防火管理新規講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

3 消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第二の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示 新旧対照表
 防火管理に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現

行

第一 講習事項及び講習時間

防火管理に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ、甲種防火管理新規講習にあつては同表の中欄に、乙種防火管理講習にあつては同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間	
	甲種	乙種
防火管理の意義及び制度	二時間	一時間
火気管理	二時間	一時間
施設及び設備の維持管理	二時間	一時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間	一時間
防火管理に係る消防計画	二時間	一時間

第一 講習事項及び講習時間

防火管理に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ、甲種防火管理講習にあつては同表の中欄に、乙種防火管理講習にあつては同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間	
	甲種	乙種
防火管理の重要性	一時間	三十分
火気管理	二時間	一時間
施設・設備の維持管理	二時間	一時間
訓練	三時間	一時間三十分
教育		
消防計画	二時間	一時間
防火管理者の責務	一時間	三十分
共同防火管理	一時間	三十分

第二 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次

の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p> <p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に關する講習の課程を修了している者</p>	<p>防火管理の意義及び制度</p>

第三
（略）

第二
（略）

消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第三第一号の表以外の部分を次のように改める。

- 一 特種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第三第二号の表以外の部分を次のように改める。

- 二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第四第一号の表を次のように改める。

<p>講習科目の一部を免除することができる者</p> <p>第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者</p>	<p>免除することができる講習科目</p> <p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論</p>
<p>規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者</p>	<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論</p>
<p>第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に特種の講習を受けようとする者</p> <p>第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者</p>	<p>消防法規、建築基準法規及び火災予防概論</p>
<p>法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者</p>	<p>消防法規及び火災予防概論</p>
<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者</p>	<p>消防法規及び火災予防概論</p>

規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者

規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者

第四第一号の表を次のように改める。

<p>講習科目の一部を免除することができる者</p> <p>特種、第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に他の第一種又は第二種の講習を受けようとする者</p> <p>法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務</p>	<p>免除することができる講習科目</p> <p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論</p>
--	--

消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論

<p>に關し一年以上の実務經驗を有する者</p>	
<p>建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に關し二年以上の実務經驗を有する者</p>	<p>建築基準法規</p>
<p>令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者</p>	<p>消防法規及び火災予防概論</p>
<p>規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができ、講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p>	
<p>令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に關する講習の課程を修了している者 期間ごとに第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより第一種又は第二種の消防設備点検資格者の資格を失つた者</p>	<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論</p>

第七第一号の表以外の部分を次のように改める。

一 特種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時

間を基準として行うものとする。

第七第二号の表以外の部分を次のように改める。

二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

附 則

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第四の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表

消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三 講習科目及び講習時間</p> <p>一 特種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。</p> <p>略</p> <p>二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 特種の講習については第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げるものの区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる</p>	<p>第三 講習科目及び講習時間</p> <p>一 特種の講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>二 第一種又は第二種の講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 特種の講習については第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げるものの区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる</p>

講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者	第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に特種の講習を受けようとする者	第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者	消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者	目 免除することができる講習科目	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論
---------------------	--------------------------------	--	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--	---------------------	--	---

講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者	第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に特種の講習を受けようとする者	第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者	消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者	目 免除することができる講習科目	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論
---------------------	--------------------------------	--	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--	---------------------	--	---

<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者</p>	<p>規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができ講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p> <p>令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に關する講習の課程を修了している者</p>	<p>規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特殊消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特殊消防設備点検資格者の資格を失つた者</p>	<p>二 第一種又は第二種の講習については、第三第二号の規定に關わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p>
<p>消防法規及び火災予防概論</p>		<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論</p>	<p>講習科目の一部を免除することができる者</p>
<p>目</p>	<p>免除することができる講習科目</p>		

<p>規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特殊消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特殊消防設備点検資格者の資格を失つた者</p>			<p>二 第一種又は第二種の講習については、第三第二号の規定に關わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p>
<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論</p>			<p>講習科目の一部を免除することができる者</p>
<p>目</p>	<p>免除することができる講習科目</p>		

<p>特種、第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に他の第一種又は第二種の講習を受けようとする者</p>	<p>法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者</p>	<p>消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者</p>	<p>建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し二年以上の実務経験を有する者</p>	<p>令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者</p>	<p>規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができ講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p> <p>令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に關する講習の課程を修了している者</p>
<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論</p>		<p>建築基準法規</p>	<p>消防法規及び火災予防概論</p>		

<p>特種、第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に他の第一種又は第二種の講習を受けようとする者</p>	<p>法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者</p>	<p>消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者</p>	<p>建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し二年以上の実務経験を有する者</p>	<p>期間ごとに第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより第一種又は第二種の消防設備点検資格者の資格を失つた者</p>
<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論</p>		<p>建築基準法規</p>	<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論</p>	

期間ごとに第一種又は第二種の
消防設備点検資格者免状の交付
を受けないことにより第一種又
は第二種の消防設備点検資格者
の資格を失った者

消防用設備等及び特殊消防用設
備等の点検制度、建築基準法規
及び火災予防概論

第七 再講習科目及び再講習時間

- 一 特種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

略

- 二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

略

第七 再講習科目及び再講習時間

- 一 特種の再講習科目及び再講習時間は、次のとおりとする。

略

- 二 第一種又は第二種の再講習科目及び再講習時間は、次のとおりとする。

略

消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第二第一号を次のように改める。

一 講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講 習 科 目	講 習 時 間
防火管理の意義及び制度	二時間
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間

防火管理に係る訓練及び教育		二時間
防火管理に係る消防計画		二時間
消防用設備等技術基準		三時間
防火対象物の点検要領		五時間

第三の表を次のように改める。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第四条の二の四第四項第一号及び第二号に規定する者	防火管理の意義及び制度、火気管理及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者に限る。）	防火管理の意義及び制度、火気管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育及び防火管理に係る消防計画
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者及び教育	防火管理の意義及び制度及び防火管理に係る訓練

を 除 く。)	
規則第四条の二の四第四項第四号から第八号まで及び第十二号に規定する者	施設及び設備の維持管理
規則第四条の二の四第四項第九号に規定する者	防火管理の意義及び制度、火気管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第十号に規定する者	防火管理の意義及び制度及び火気管理
規則第四条の二の四第四項第十一号に規定する者	防火管理の意義及び制度
規則第四条の二の四第五項第六号の期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った者	防火管理の意義及び制度、火気管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準

第五の表以外の部分を次のように改める。

再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準

として行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第二一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者は、この告示による改正後の第二一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者とみなす。

消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表

消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第二 講習科目及び講習時間

- 一 講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
防火管理の意義及び制度	二時間
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間
防火管理に係る消防計画	二時間
消防用設備等技術基準	三時間
防火対象物の点検要領	五時間

現 行

第二 講習科目及び講習時間

- 一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。

講習科目	講習時間
防火対象物の点検報告制度	一時間
消防法規	二時間
建築基準法規	一時間
火災予防概論	一時間
防火管理	三時間
火気使用設備等	一時間
消防用設備等技術基準	三時間
防火対象物の点検要領	六時間

二・三（略）

第三 講習科目の一部免除

第二第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第四条の二の四第四項第一号及び第二号に規定する者	防火管理の意義及び制度、火気管理及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者に限る。）	防火管理の意義及び制度、火気管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育及び防火管理に係る消防計画
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者を除く。）	防火管理の意義及び制度及び防火管理に係る訓練及び教育
規則第四条の二の四第四項第四号から第八号まで及び第十二号に規定する者	施設及び設備の維持管理
規則第四条の二の四第四項第九	防火管理の意義及び制度、火気

二・三（略）

第三 講習科目の一部免除

第二第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第四条の二の四第四項第一号及び第二号に規定する者	消防法規、火災予防概論及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第三号に規定する者	火災予防概論及び防火管理
規則第四条の二の四第四項第四号から第八号まで及び第十二号に規定する者	建築基準法規
規則第四条の二の四第四項第九号に規定する者	消防法規、火災予防概論、防火管理、火気使用設備等及び消防設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第十号に規定する者	消防法規及び火災予防概論
規則第四条の二の四第四項第十一号に規定する者	火災予防概論

号に規定する者	管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第十号に規定する者	防火管理の意義及び制度及び火気管理
規則第四条の二の四第四項第十一号に規定する者	防火管理の意義及び制度
規則第四条の二の四第五項第六号の期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った者	防火管理の意義及び制度、火気管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準

第五 再講習科目及び再講習時間

再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

略

規則第四条の二の四第五項第六号の期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った者	防火対象物の点検報告制度、火災予防概論、防火管理、火気使用設備等、消防用設備等技術基準及び防火対象物の点検要領の一部
--	--

第五 再講習科目及び再講習時間

再講習科目及び再講習時間は、次のとおりとする。

略

消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十四第五項の規定に基づき、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第一第一号の表を次のように改める。

講 習 科 目	講 習 時 間
(一) 防火管理及び防災管理の意義及び制度	三時間
(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	三時間
(三) 防災設備等に関する知識	一時間
(四) 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練	五時間

第二第一号の表中「四時間」を「二時間」に改め、第二の次に第三として次のように加える。

第三 講習科目の一部免除

第一第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程及び令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習の課程を修了している者	(一) 防火管理及び防災管理の意義及び制度、(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任及び(三) 防災設備等に関する知識

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示の改正による改正前の第一に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了している者は、この告示の改正による改正後の第一に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了している者とみなす。

自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目の一部を改正する告示 新旧対照表
 自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一 自衛消防業務新規講習
 一 自衛消防業務新規講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第一 自衛消防業務新規講習
 一 自衛消防業務新規講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講 習 科 目	講習時間
(一) 防火管理及び防災管理の意義及び制度	三時間
(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	三時間
(三) 防災設備等に関する知識	一時間
(四) 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練	五時間

講 習 科 目	講習時間
(一) 防火管理・防災管理に関する一般知識 イ 防火管理・防災管理の意義 ロ 火災に関する一般知識 ハ 地震に関する一般知識 ニ 建築物の防災計画に関する一般知識	三時間
(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	三時間
(三) 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練	二時間
(四) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	四時間

二 (略)

二 (略)

第二 自衛消防業務再講習

一 自衛消防業務再講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(三) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	二時間

二 (略)

第三 講習科目の一部免除

第一第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三條第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課	(一) 防火管理及び防災管理の意義及び制度、(二) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任及び

第二 自衛消防業務再講習

一 自衛消防業務再講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(三) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	四時間

二 (略)

程及び令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習の課程を修了している者

(三)

防災設備等に関する知識

消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の七第七項の規定に基づき、防災管理に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第一の表を次のように改める。

講 習 事 項	講 習 時 間
防災管理の意義及び制度	一時間三十分
施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画	一時間三十分
防災管理に係る訓練及び教育	一時間三十分

第二の表を次のように改める。

講 習 事 項	講 習 時 間
---------	---------

防火管理及び防災管理の意義及び制度	二時間三十分
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る消防計画	二時間三十分

第三を第四とし、第二の次に第三として次のように加える。

第三 講習事項の一部免除

- 一 防災管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）（第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修	防災管理の意義及び制度

了している者

二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習については、第二の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	火気管理及び施設及び設備の維持管理
令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防火管理及び防災管理の意義及び制度
規則第五十一条の十二第三項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得するこ	施設及び設備の維持管理

とができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する防災管理新規講習又はこの告示による改正前の第二に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する防災管理新規講習又はこの告示による改正後の第二に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者とみなす。

3 消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第三の消防法施行令第四条の

二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示 新旧対照表
 防災管理に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一 防災管理新規講習の講習事項及び講習時間
 防災管理新規講習（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第
 六号。以下「規則」という。）第五十一条の七第一項に規定する
 防災管理新規講習をいう。以下同じ。）は、次の表の上欄に掲げ
 る講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として
 行うものとする。

第一 防災管理新規講習の講習事項及び講習時間
 防災管理新規講習（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第
 六号。以下「規則」という。）第五十一条の七第一項に規定する
 防災管理新規講習をいう。以下同じ。）は、次の表の上欄に掲げ
 る講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として
 行うものとする。

講習事項	講習時間
防災管理の意義及び制度	一時間三十分
施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る	一時間三十分
防災管理に係る訓練及び教育	一時間三十分

講習事項	講習時間
防災管理の重要性	三十分
施設・設備の維持管理	一時間
訓練	一時間三十分
教育	一時間
消防計画	一時間
防災管理者の責務	三十分

第二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習事項及び講習時間

規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合には、次の表の上欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の意義及び制度	二時間三十分
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る消防計画	二時間三十分

共同防災管理

三十分

第二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習事項及び講習時間

規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合には、次の表の上欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の重要性	一時間三十分
火気管理	二時間
施設・設備の維持管理	二時間三十分
訓練	三時間三十分
教育	
消防計画	二時間三十分
防火管理者及び防災管理者の責務	一時間
共同防火管理及び共同防災管理	一時間

第三 講習事項の一部免除

一 防災管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防災管理の意義及び制度

二 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習については、第二の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第四条の二の四第四項に規	火気管理及び施設及び設備の

<p>定する防火対象物の点検に 必要な知識及び技能を修得 することができる講習の課程 を修了し、免状の交付を受け ている者</p>	<p>維持管理</p>
<p>令第四条の二の八第三項第一 号に規定する自衛消防組織の 業務に関する講習の課程を修 了している者</p>	<p>防火管理及び防災管理の意 義及び制度</p>
<p>規則第五十一条の十二第三 項に規定する防災管理対象物 の点検に 必要な知識及び技能を修得 することができる講習の課程 を修了し、免状の交付を受け ている者</p>	<p>施設及び設備の維持管理</p>

第四 (略)

第三 (略)

消防庁告示第二十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官 久保 信保

第二第一号を次のように改める。

一 講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講 習 科 目	講 習 時 間
防災管理の意義及び制度	一時間三十分
防災管理に係る訓練及び教育	一時間三十分
防災管理に係る消防計画	一時間三十分

防災管理対象物の点検要領

三時間三十分

第二の表を次のように改める。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第五十一条の十二第三項第一号から第三号までに規定する者	防災管理の意義及び制度、防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第三項第四号に規定する者	防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第三項第五号に規定する者	防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第四項第六号の期間ごとに防災管理点検資格者免状の交付を受けないことにより防災管理点検資格者の資格を失った者	防災管理の意義及び制度、防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画

第五の表以外の部分を次のように改める。

再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準

として行うものとする。

第五の表中「二時間」を「一時間」とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第二第一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者は、この告示による改正後の第二第一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者とみなす。

消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表

消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二 講習科目及び講習時間

一 講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第二 講習科目及び講習時間

一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。

講 習 科 目	講 習 時 間
防災管理の意義及び制度	一時間三十分
防災管理に係る訓練及び教育	一時間三十分
防災管理に係る消防計画	一時間三十分
防災管理対象物の点検要領	三時間三十分

二・三（略）

講 習 科 目	講 習 時 間
防災管理対象物の点検報告制度	一時間
消防法規（防災管理に係る内容に限る。）	一時間
地震等による災害の被害軽減対策の概論	一時間
防災管理	二時間
防災管理対象物の点検要領	三時間

二・三（略）

第三 講習科目の一部免除

第二第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第五十一条の十二第三項第一号から第三号までに規定する者	防災管理の意義及び制度、防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第三項第四号に規定する者	防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第三項第五号に規定する者	防災管理に係る消防計画
規則第五十一条の十二第四項第六号の期間ごとに防災管理点検資格者免状の交付を受けないことにより防災管理点検資格者の資格を失った者	防災管理の意義及び制度、防災管理に係る訓練及び教育及び防災管理に係る消防計画

第三 講習科目の一部免除

第二第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
規則第五十一条の十二第三項第一号に規定する者	地震等による災害の被害軽減対策の概論及び防災管理
規則第五十一条の十二第三項第三号に規定する者	消防法規（防災管理に係る内容に限る。）、地震等による災害の被害軽減対策の概論及び防災管理
規則第五十一条の十二第三項第四号に規定する者	消防法規（防災管理に係る内容に限る。）及び地震等による災害の被害軽減対策の概論
規則第五十一条の十二第三項第五号に規定する者	地震等による災害の被害軽減対策の概論
規則第五十一条の十二第四項第六号の期間ごとに防災管理点検資格者免状の交付を受けないことにより防災管理点検資格者の資格を失った者	防災管理対象物の点検報告制度、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理及び防災管理対象物の点検要領の一部

第四 (略)

第五 再講習科目及び再講習時間

再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検実務 イ 防災管理対象物の点検上の留意事項 ロ 主要な点検箇所と点検方法 ハ 対処方法 	一時間

第四 (略)

第五 再講習科目及び再講習時間

再講習科目及び再講習時間は、次のとおりとする。

再講習科目	再講習時間
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検実務 イ 防災管理対象物の点検上の留意事項 ロ 主要な点検箇所と点検方法 ハ 対処方法 	二時間